

自筆遺言書の書き方

遺言書

私、遺言者 植下徹也は次の通り遺言する。

第1条

私は下記の財産を妻である〇〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）に相続させる。

1. 土地

所在：大阪府大阪市北区△△1丁目

地番：◇◇番◇◇

地目：宅地

地籍：170 m²

2. 自宅

所在：大阪府吹田市☆☆

家屋番号：〇〇番〇〇

種類：居宅

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床面積：1階 120.5 m²

2階 115.1 m²

第2条

私は〇〇銀行〇〇支店に有する定期預金を長男△△（平成〇〇年〇月〇日生）に相続させる。

定期預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第3条

私はこの遺言の執行者として、下記の者を指定する。

住所 大阪市浪速区△△2丁目〇-〇-〇〇〇

氏名 萬田 銀次郎

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

平成29年1月11日

大阪府大阪市北区△△1丁目〇-〇-〇〇〇

遺言者 植下徹也 印

全文を必ず自筆で書く。

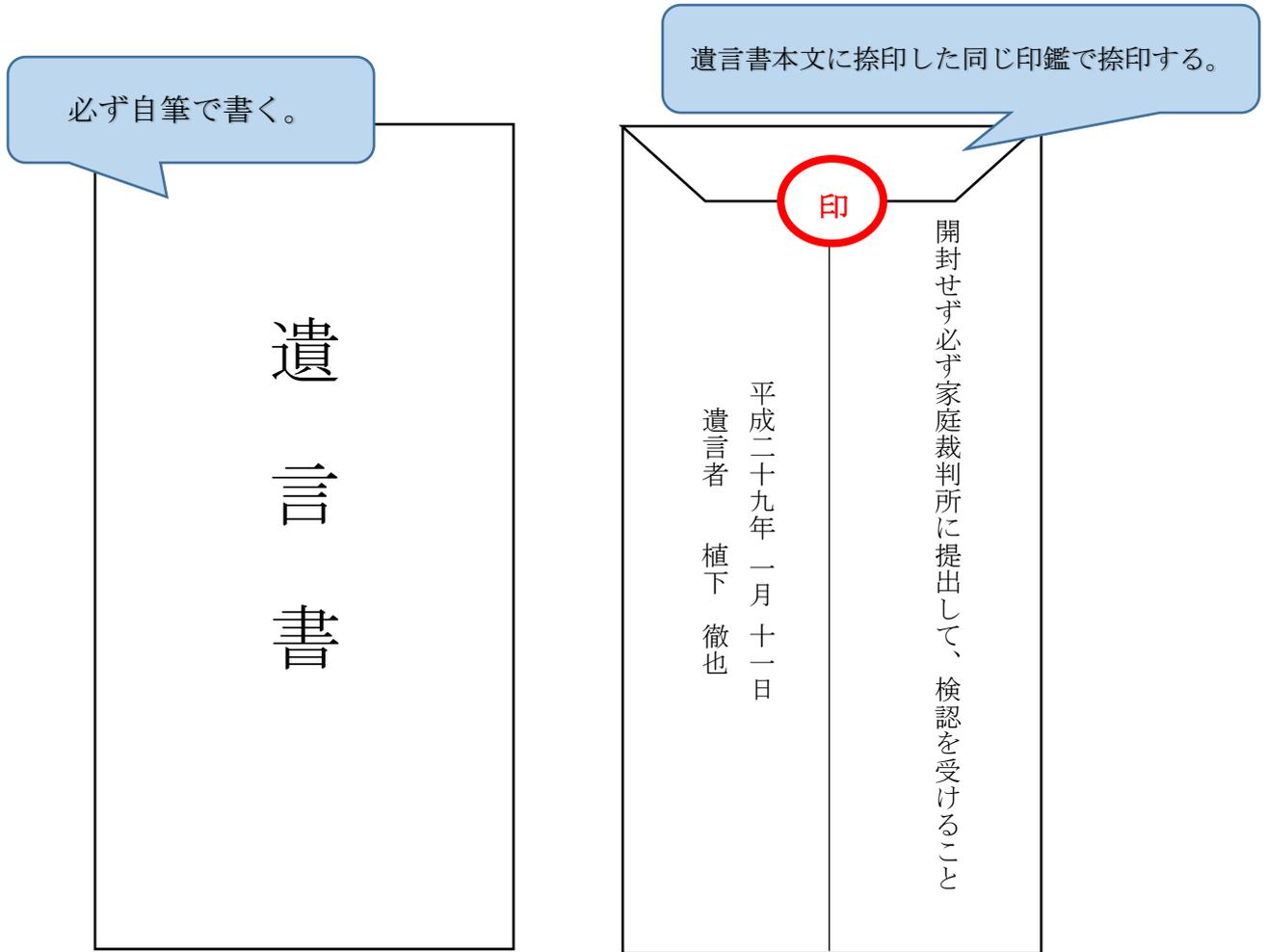
記載事項は具体的・正確に。

遺言執行者を指定する。

記入した日付は必須。

必ず捺印する。（認印も可。）

自筆遺言書（封筒）の書き方



■遺言書用語

遺言執行者： 遺言の内容を執行するために、必要な一切の手続きを行う権限を持つ者。

必要な手続きとは、相続財産目録の作成、各金融機関での預金解約手続き、法務局での不動産名義変更手続きなどがある。

遺言執行者は、未成年、破産者以外であれば誰でもなることが可能。

ただ、専門的な知識が必要な場合もあるため、FP・行政書士・弁護士などの専門家に依頼するのがスムーズ。

検認： 遺言書の発見者や保管者が家庭裁判所に遺言書を提出して相続人の立会いのもとで、遺言書を開封し、遺言書の内容を確認すること。そうすることで、相続人に対して、確かに遺言書があったと遺言書の存在を明確にして偽造されることを防ぐための手続き。遺言の有効・無効を判断する手続ではない。